

日本国外に居住する親族を扶養されている方へ（お知らせ）

平成 29 年度から、日本国外に居住する親族について、扶養控除、配偶者（特別）控除、障害者控除等の適用を受ける場合、市県民税の申告時に**親族関係書類及び送金関係書類を添付または提示することが義務となりました**

親族関係書類（①②のいずれか）

親族であることと国外に居住することの確認できる書類

- ① 「旅券(パスポート)の写し」及び「戸籍の附票の写し（親族関係・国外居住のわかるもの）または住民票等のいずれか」
- ② 外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類で、親族であることが確認できるもの（その親族の氏名・住所・生年月日の記載があるものに限る）

※親族関係書類は、旅券(パスポート)の写しを除き、原本が必要です。

送金関係書類（③④のいずれか）

申告される年度の前年中の送金等に係るものが必要です。

例：令和 4 年度の市県民税の申告時には、令和 3 年中の送金等に係るものが必要です。

- ③ 金融機関を通じてその者からその親族へ支払いが行われたことが確認できる書類（送金依頼書等）
- ④ 国外居住親族がクレジットカードで商品等を購入し、その購入代金に相当する額を扶養者から受領したことが確認できる書類(クレジットカード利用明細書等)

※送金関係書類については原本もしくはその写しも送金関係書類として取り扱うことができます。

※クレジットカードの利用明細書とは、居住者（本人）がクレジットカード発行会社と契約を締結し、国外居住親族が使用するために発行されたクレジットカードで、その利用代金を居住者が支払うこととしているもの（いわゆる家族カード）に係る利用明細書をいいます。

※国外居住親族が複数いる場合には、送金関係書類は扶養控除等を適用する国外居住親族の各人ごとに必要となります。

（注）

①から④について、給与支払者または年金支払者に対して扶養親族申告書と同時に提出した場合は、市県民税の申告時の添付は不要です。

①から④の書類が外国語で作成されている場合は、その訳文を添付する必要があります。